

(第2回) 最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和6年10月23日
契約業者名	フジタ道路（株）首都圏支店
契約業者の住所	東京都中央区晴海一丁目8番10号
工事の名称	R5国道4号東埼玉道路松伏地区改良舗装工事（第2回変更）
工事場所	自）埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩 至）埼玉県北葛飾郡松伏町松伏
工事種別	一般土木工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	道路土工 一式 道路土工（指定部分（1）） 一式 地盤改良工 一式 地盤改良工（指定部分（1）） 一式 法面工 一式 舗装工 一式 舗装工（指定部分（1）） 一式 排水構造物工 一式 縁石工 一式 縁石工（指定部分（1）） 一式 防護柵工（指定部分（1）） 一式 区画線工 一式 区画線工（指定部分（1）） 一式 情報ボックス工 一式

変 更 理 由

1. 道路土工

現地踏査の結果、隣接工区工事との施工の取り合いを見直す必要性が生じたため、掘削工、路体盛土工、法面整形工を減工する。

2. 道路土工(指定部分(1))

警察協議の結果、県道を先行供用する必要性が生じたため、掘削工を増工する。

3. 地盤改良工

現地踏査の結果、路床安定処理工を減工する。

4. 地盤改良工(指定部分(1))

警察協議の結果、県道を先行供用する必要性が生じたため、現地踏査の結果、路床安定処理工(ICT)を減工する。

5. 法面工

現地踏査の結果、隣接工区工事との施工の取り合いを見直す必要性が生じたため、植生工、路側防草工を減工する。

6. 舗装工

現地踏査の結果、舗装打替え工を追加する。

現地踏査の結果、アスファルト舗装工(本線部)、アスファルト舗装工(県道部)、アスファルト舗装工(取付道路)、アスファルト舗装工(町道部)を減工する。

7. 舗装工(指定部分(1))

警察協議の結果、県道を先行供用する必要性が生じたため、アスファルト舗装工(県道部)、透水性舗装工(県道部)、アスファルト舗装工(町道部)、舗装打替え工を追加する。

8. 排水構造物工

現地踏査の結果、隣接工区工事との施工の取り合いを見直す必要性が生じたため、作業土工、側溝工、横断函渠工、管渠工、集水枡・マンホール工を減工する。

9. 縁石工

現地踏査の結果、縁石工を減工する。

10. 縁石工(指定部分(1))

警察協議の結果、県道を先行供用する必要性が生じたため、縁石工を追加する。

11. 防護柵工(指定部分(1))

警察協議の結果、県道を先行供用する必要性が生じたため、路側防護柵工を追加する。

12. 区画線工

現地踏査の結果、区画線工を減工する。

13. 区画線工(指定部分(1))

警察協議の結果、県道を先行供用する必要性が生じたため、区画線工を増工する。

14. 情報ボックス工

現地踏査の結果、隣接工区工事との施工の取り合いを見直す必要性が生じたため、作業土工、管路工(管路部)、マンホール工を減工する。

15. 共通仮設費

上記増工に伴い、準備費、技術管理費を増工する。

上記増工に伴い、運搬費を減工する。

16. 工期

工期については元設計とおりとする。